

公 告

大規模小売店舗立地法第6条第5項の規定による届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定により、次のとおり大規模小売店舗内の店舗面積の合計の変更の届出がありました。

令和2年6月5日

山口県知事 村 岡 嗣 政

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 ホームプラザナフコ光井店
所在地 光市光井三丁目9番30号
- 2 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計
3,000m²
- 3 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計
0 m²
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積が1,000m²以下となる日
令和元年10月27日